

- 市第59号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定
- 市第60号議案 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定
- 市第61号議案 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の制定
- 市第62号議案 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定
- 市第63号議案 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定
- 市第64号議案 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定

説明資料

1 制定の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号「第1次一括法」及び平成23年法律第105号「第2次一括法」)により、「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」が改正され、これまで国が厚生労働省令で定めていた障害福祉サービス事業等の運営等に関する基準については、省令の内容を基本に、都道府県、指定都市及び中核市が条例で定めることとされました。

施行期日の経過措置が、平成25年3月末で満了することから、条例を平成25年4月1日までに定めて施行する必要があります。

2 省令が定める内容

(1) 市第59号議案

現行の省令「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」では、障害福祉サービス事業者を指定するために必要な人員、設備及び運営に関する基準を定めています。

(2) 市第60号議案

現行の省令「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では、障害者支援施設を指定するために必要な人員、設備及び運営に関する基準を定めています。

(3) 市第61号議案

現行の省令「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」では、地域活動支援センターを設置するために必要な設備及び運営に関する基準を定めています。

(4) 市第62号議案

現行の省令「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」では、障害福祉サービス事業を実施するために必要な設備及び運営に関する基準を定めています。

(5) 市第63号議案

現行の省令「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」では、福祉ホームを設置するために必要な設備及び運営に関する基準を定めています。

(6) 市第64号議案

現行の省令「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」では、障害者支援施設を設置するために必要な設備及び運営に関する基準を定めています。

3 条例案の基本的な考え方

省令の内容を基本として、最低基準の向上や暴力団等の排除についての新たな条項を盛り込みます。
なお、平成25年4月1日に「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されることを踏まえ、条例案では、改正後の名称を使用します。

4 条例で新たに規定する主な内容

省令の内容に加えて、新たに次の基準を各条例に規定します。

項目	内容	理由	条項
1 最低基準の向上	指定障害福祉サービス事業者等は、この条例に規定する基準を超えて常に向上させるよう努める	基準を超えて運営を行っている事業者等が、条例に定める最低基準を理由に、その水準を引き下げることがないよう、向上に向けた努力義務を規定	・市第59号議案 第3条第4項 ・市第60号議案 第3条第4項 ・市第61号議案 第2条第5項 ・市第62号議案 第3条第4項 ・市第63号議案 第2条第5項 ・市第64号議案 第3条第4項
2 暴力団等の排除	指定障害福祉サービス事業者等は、暴力団等であってはならない	事業者等から暴力団等を排除するため規定	・市第59号議案 第4条第2項 ・市第60号議案 第4条第1項 ・市第61号議案 第2条第6項 ・市第62号議案 第3条第5項 ・市第63号議案 第2条第6項 ・市第64号議案 第3条第5項